

厚生労働省岐阜労働局  
高山労働基準監督署 発表  
平成23年4月4日

高山労働基準監督署 広報担当者 監督課長 脚ノ 勝 電 話 0577-32-1180
--

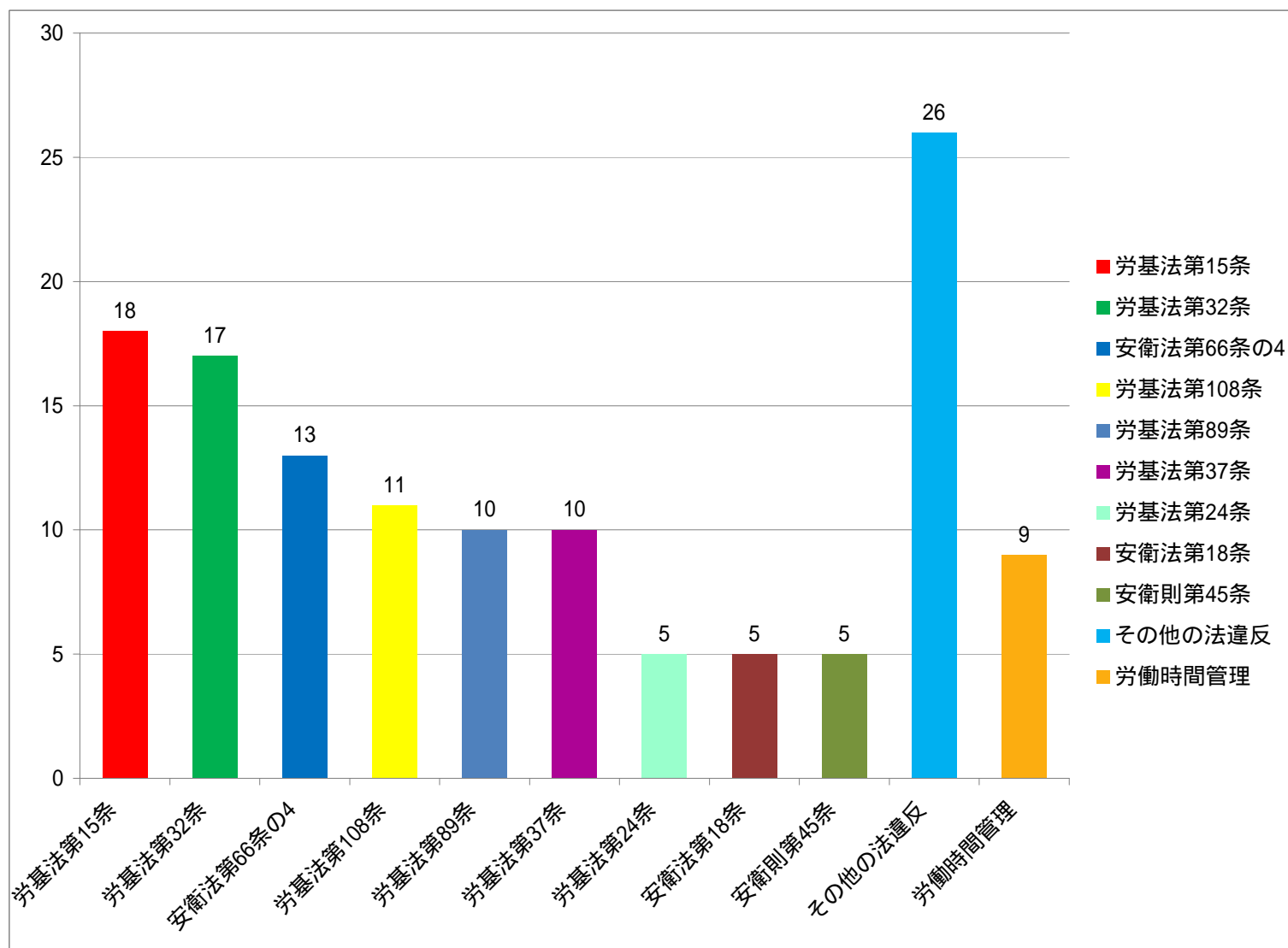
## 旅館業に対する監督指導結果について

高山労働基準監督署では、昨年度(22年4月1日~23年3月31日)の重点対策の1つとして旅館業で勤務する労働者にかかる労働条件確保対策に取り組んでまいりました。同対策等として旅館業の37事業場に対して労働条件にかかる監督指導を実施しましたが、35事業場において労働基準法等の法令違反が認められました(違反率約95%)。

法違反の内容は別紙1のとおりですが、労働基準法(以後「労基法」とする)第15条(労働契約の締結時に労働条件を明示した書面を労働者に交付していないもの)が18件と一番多く、次いで労基法第32条(時間外労働に関する協定がないのに労働者に時間外労働を行わせているもの)が17件、労働安全衛生法第66条の4(健康診断の結果、異常の所見があると診断された者に関する健康を保持するための必要な措置について医師の意見聴取を行っていないもの)が13件、労基法第37条(時間外・深夜・休日労働に対する割増賃金が支払われていないもの)が10件、労基法第89条(常時10人以上の労働者を使用しているが就業規則を作成し、当署長に届出していないもの)が10件等となっています。その他、法令違反とは断定できなかったものの労働時間の把握を行っておらず、適正な賃金が支払われているのか不明であることから指導を行ったものが9件ありました。そのうち、旅館業特有の問題点として、中抜け時間(午前中の勤務と午後からの勤務の間の時間)の把握が全く行われておらず、正確な労働時間の把握ができていないことから賃金及び割増賃金の不払いが発生していると思われるものが4件認められました。

適正な賃金を支払うためには労働時間の把握を行うことが重要であるため、厚生労働省としては「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を定めており、労働時間の適切な把握を行うように指導しているところです。

旅館業については、労働者側から当署に寄せられる労働相談(電話、来署、投書)が平成21年度は65件(全体の相談件数は820件で業種が不明なものは224件)、平成22年度は41件(全体の相談件数は903件で業種が不明なものは380件)となっており、問題が認められること、違反率が高いことから今年度についても重点的に労働条件確保対策をすすめてまいります。



労働基準法(労基法)第15条	労働契約の締結時に労働時間、賃金等の労働条件を明示した書面を労働者に交付していないもの。
労基法第32条	時間外労働に関する協定がないのに労働者に時間外労働を行わせているもの。
労働安全衛生法(安衛法)第66条の4	健康診断の結果(異常の所見があると診断されたものに限る)に基づき、当該労働者の健康を確保するために必要な措置について、医師の意見を聴いていないもの。
労基法第108条	賃金台帳に労働日数、労働時間数、時間外労働時間数等を記載していないもの。
労基法第89条	常時10人以上の労働者を使用しているが就業規則を作成し、高山労働基準監督署長に届出していないもの。
労基法第37条	労働者に時間外・深夜・休日労働を行わせているのに割増賃金を支払っていないもの。
労基法第24条	賃金控除協定がないのに賃金から親睦会費、寮費、生命保険料等を控除しているもの(賃金全額を支払っていない)。
安衛法第18条	常時50人以上の労働者を使用しているが、衛生委員会を設け、1ヶ月に1回以上開催していないもの。
労働安全衛生規則(安衛規則)第45条	労働者に常時深夜労働を行わせているが、6ヶ月ごとに1回、定期的に健康診断を行っていないもの。